平　成　29　年

奈良市議会３月定例会
提　出　議　案（別　冊）

奈　　良　　市

目　　　次

奈良市議案第　４８　号　奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例の一部改正について…………………………………………………………　1

〃　　第　４９　号　奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について……………………………………………　2

〃　　第　５０　号　奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について………………………………………………　14

〃　　第　５１　号　教育委員会の教育長の任命について…………………………　16

〃　　第　５２　号　教育委員会の委員の任命について……………………………　18

〃　　第　５３　号　固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………　20

奈良市議案第４８号

奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例の一部改正について

奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例（平成２５年奈良市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「平成２５年４月１日」を「平成２９年４月１日」に改める。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（提案理由）

厳しい財政状況が続く中で、財政健全化のための施策の一環として、教育長の平成２９年４月１日を含む任期に係る退職手当を支給しないこととするものである。

奈良市議案第４９号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年奈良市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第５条中「別表」を「別表第１」に改める。

第６条中「ものとし」を「ものとする。この場合において」に改め、「標準的な」を削り、「市長が規則で定める」を「別表第２に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務であつて規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第１２条に次のただし書を加える。

ただし、次条第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が９級以上であるもの（以下「給料表９級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

第１２条の２第２号中「及び孫」を削り、同条中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

第１３条第１項を次のように改める。

扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については１人につき６，５００円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの（以下「給料表８級職員」という。）にあつては、３，５００円）、前条第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円とする。

第１４条第１項中「がある場合又は職員に次の各号の一に該当する」を「（給料表９級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、給料表９級以上職員から給料表９級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第１号中「としての」を「たる」に、「ようになつた」を「に至つた」に改め、「場合」の次に「（給料表９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第２号中「としての」を「たる」に、「ようになつた」を「に至つた」に、「第１２条の２第２号又は第４号」を「扶養親族たる子又は第１２条の２第３号若しくは第５号」に改め、「至つた場合」の次に「及び給料表９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第３号及び第４号を削る。

第１５条第１項中「に扶養親族」の次に「（給料表９級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族がない」を「給料表９級以上職員から給料表９級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第１項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表９級以上職員以外の職員となつた日、職員に扶養親族（給料表９級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその」に、「前条第１項第１号」を「同項第１号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「、給料表９級以上職員以外の職員から給料表９級以上職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表９級以上職員となつた日」を、「の扶養親族」の次に「（給料表９級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」

を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第2項を次のように改める。

2　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で前条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがある給料表9級以上職員が給料表9級以上職員以外の職員となつた場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るものがある給料表8級職員が給料表8級職員及び給料表9級以上職員以外の職員となつた場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で給料表9級以上職員以外のものが給料表9級以上職員となつた場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るものがある職員で給料表8級職員及び給料表9級以上職員以外のものが給料表8級職員となつた場合

(7) 職員の扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	主事の職務
3級	主務の職務

４級	係長又は主任の職務
５級	課長補佐又は主査の職務
６級	課長又は主幹の職務
７級	相当の経験を有する課長又は主幹の職務
８級	部次長又は参事の職務
９級	部長又は理事の職務
１０級	相当高度な又は特に困難な業務を担う部長の職務

（奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第２条　奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２４年奈良市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する」を「その者の専門的な知識、経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次に定めるとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合　１号給

(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合　２号給

(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合　３号給

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合　４号給

(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合　５号給

(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合　６号給

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（平成３２年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）

2　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は、第１条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）第１２条ただし書の規定は適用せず、改正後給与条例第１３条第１項、第１４条第１項及び第１５条の規定の適用については、第１３条第１項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前条第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）」と、「１人につき６，５００円」とあるのは「１１，５００円」と、「、３，５００円）、前条第２号」とあるのは「１０，５００円、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が９級以上であるもの（以下「給料表９級以上職員」という。）にあつては１０，０００円）、同条第２号」と、「１０，０００円」とあるのは「８，０００円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち１人については１０，０００円）、同条第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき６，５００円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち１人については９，０００円）」と、第１４条第１項中「扶養親族（給料表９級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、給料表９級以上職員から給料表９級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第１号中「場合（給料表９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「(2)　扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は第１２条の２第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び給料表９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」

とあるのは

「(2)　扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は第１２条の２第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

(3)　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつ

た場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第１号に該当する場合を除く。）　　　　　　　　　　　　　　　　　　」

と、第１５条第１項中「扶養親族（給料表９級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、給料表９級以上職員から給料表９級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第１項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表９級以上職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条第１項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、給料表９級以上職員以外の職員から給料表９級以上職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表９級以上職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第２項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について前条第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で前条第１項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第２号中「扶養親族（給料表９級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第３号中「扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子」とある

のは「扶養親族たる配偶者」と、同項第４号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、同項第５号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で」とあるのは「がある」と、「のもの」とあるのは「の職員」と、同項第６号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」とする。

３　平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は、改正後給与条例第１２条ただし書の規定は適用せず、改正後給与条例第１３条第１項、第１４条第１項及び第１５条の規定の適用については、第１３条第１項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前条第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）」と、「１人につき６，５００円」とあるのは「１０，０００円」と、「、３，５００円）、前条第２号」とあるのは「８，０００円、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が９級以上であるもの（以下「給料表９級以上職員」という。）にあつては６，５００円）、同条第２号」と、「とする」とあるのは「、同条第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき６，５００円とする」と、第１４条第１項中「扶養親族（給料表９級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、給料表９級以上職員から給料表９級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（給料表９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び給料表９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、第１５条第１項中「扶養親族（給料表９級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、給料表９級以上職員から給料表９級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第１項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表９級以上職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条第１項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、給料表９級以上職員以外の職員から給料表９級以上職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表９級以上職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第２項中「第１号

又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（給料表９級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第３号中「扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、同項第４号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、同項第５号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で」とあるのは「がある」と、「のもの」とあるのは「の職員」と、同項第６号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」とする。

４　平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間は、改正後給与条例第１２条ただし書の規定は適用せず、改正後給与条例第１３条第１項、第１４条第１項及び第１５条の規定の適用については、第１３条第１項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前条第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）」と、「１人につき６，５００円」とあるのは「８，５００円」と、「、３，５００円）、前条第２号」とあるのは「５，５００円、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が９級以上であるもの（以下「給料表９級以上職員」という。）にあつては３，５００円）、同条第２号」と、「とする」とあるのは「、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき６，５００円（給料表８級職員及び給料表９級以上職員（以下「給料表８級以上職員」という。）にあつては、３，５００円）とする」と、第１４条第１項中「扶養親族（給料表９級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、給料表９級以上職員から給料表９級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（給料表９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び給料表９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、第１５条第１項中「扶養親族（給料表９級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、給料表９級以上職員から給料表９級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第１項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表９級以上職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条第１項の規定による届出に係るもの

がない場合」と、「死亡した日、給料表９級以上職員以外の職員から給料表９級以上職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表９級以上職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第２項中「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（給料表９級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第３号中「扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子」とあるのは「第１２条の２第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「給料表９級以上職員」とあるのは「給料表８級以上職員」と、同項第４号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「給料表８級職員及び給料表９級以上職員以外の職員」とあるのは「給料表９級以上職員」と、同項第５号中「及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で給料表９級以上職員以外のもの」とあるのは「がある給料表８級以上職員以外の職員」と、同項第６号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「給料表８級職員及び給料表９級以上職員以外のもの」とあるのは「給料表９級以上職員」とする。

（特定の職務の級の切替え）

5　平成２９年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に２つの職務の級が掲げられているときは、市長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

6　切替日の前日において第１条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前給与条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）の給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がない場合は、その額の直近下位の額の号給）とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

7　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が別に定める職員の新号給に

ついては、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

8　前３項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置）

9　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者が受ける給料月額が平成２９年３月３１日（同日において奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成２６年奈良市条例第６８号。以下「平成２６年改正条例」という。）附則第７項から第９項までの規定により給料の支給を受けている者にあっては、平成２６年改正条例附則第１項ただし書に規定する規定の施行の日（次項において「平成２６年改正条例一部施行日」という。）の前日）において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（改正後給与条例附則第１８項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を給料として支給する。

１０　平成３０年４月１日から当分の間、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者が受ける給料月額が平成２９年３月３１日（同日において平成２６年改正条例附則第７項から第９項までの規定により給料の支給を受けている者にあっては、平成２６年改正条例一部施行日の前日）において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

１１　切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前２項に規定する職員を除く。）について、前２項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。

１２　切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前３項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認め

られるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前３項の規定に準じて、給料を支給する。

１３　切替日から平成３０年３月３１日までの間、附則第９項（前２項の規定により準じて支給する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員に関する改正後給与条例第２４条第５項（改正後給与条例第２５条第４項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定の適用については、改正後給与条例第２４条第５項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成２９年奈良市条例第　　号）附則第９項（附則第１１項又は第１２項の規定により準じて支給する場合を含む。）の規定による給料の額との合計額」とする。

１４　平成３０年４月１日から当分の間、附則第１０項（附則第１１項又は第１２項の規定により準じて支給する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員に関する改正後給与条例第２４条第５項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成２９年奈良市条例第　　号）附則第１０項（附則第１１項又は第１２項の規定により準じて支給する場合を含む。）の規定による給料の額との合計額」とする。

（規則への委任）

１５　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表（附則第５項関係）

職務の級の切替表

旧級	新級
１級	１級
２級	２級
３級	３級
４級	３級
５級	４級
６級	５級

７級	６級
８級	７級
	８級
９級	９級
１０級	１０級

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、一般職の職員の給料表の等級分類の基準となる職務内容を規定するほか、扶養手当の見直し等所要の改正を行おうとするものである。

奈良市議案第５０号

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４１年奈良市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第５条第１項に次のただし書を加える。

ただし、次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。

第５条第２項第２号中「及び孫」を削り、同項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

第６条の次に次の１条を加える。

（単身赴任手当）

第６条の２　単身赴任手当は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

２　前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第１４条第２項中「達するまでの子」の次に「（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）」を加え、「又は介護休暇（当該職員が」を「、介護休暇（当該職員が要介護者（」に改め、「もの」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を、「ため、」の次に「管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

第１６条の２の次に次の１条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第１６条の３　地方公務員法第２６条の６第１項（同条第４項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の承認を受けた職員には、同法第２６条の６第１項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、第５条第１項にただし書を加える改正規定は、平成３２年４月１日から施行する。

（提案理由）

企業職員の単身赴任手当の創設及び部分休業、介護休暇、介護時間又は配偶者同行休業の期間中の給与に係る規定の整理等所要の改正を行おうとするものである。

奈良市議案第５１号

教育委員会の教育長の任命について

教育委員会の教育長として、次の者を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を求める。

平成２９年2月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

住　所　[redacted]

なか　むろ　たけ　とし
氏　名　中　室　雄　俊

[redacted]

履　　歴　　書

氏　　名　　中 室　雄 俊

生年月日　[redacted]

現 住 所　[redacted]

学　　　　歴

[redacted]

職　　　　歴

[redacted]

奈良市議案第５２号

教育委員会の委員の任命について

教育委員会の委員として、次の者を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求める。

平成２９年2月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

住　所　[redacted]

よし　だ　しん　や
氏　名　吉　田　信　也
[redacted]

履　　歴　　書

氏　　名　　吉田　信也

生年月日　　[redacted]

現 住 所　　[redacted]

学　　歴

[redacted]　[redacted]

職　　歴

[redacted]

奈良市議案第５３号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

固定資産評価審査委員会の委員のうち、近藤朗氏は、平成２９年3月３１日付けをもって、その任期が満了せられることに伴い、同氏を再び同委員会の委員として選任いたしたい。

よって、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求める。

平成２９年2月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

住　所　[redacted]

氏　名　近（こん）藤（どう）　朗（あきら）

[redacted]

履　　歴　　書

氏　　名　　近藤　朗

生年月日　　[redacted]

現住所　　[redacted]

学　　歴

[redacted]

職　　歴

[redacted]